

2024年版『ウォーク問過去問題集 ① 法令編』の訂正につきまして

2024年2月15日

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

2024年版『ウォーク問過去問題集 ① 法令編』第1刷の記載につきまして、訂正がございます。

GD05863『2024年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集 ① 法令編』第1刷

第2分冊【第3編 行政法】

(p. 241) 問 234 肢4 解説

4 妥当でない 判例は、……………

↓ (訂正)

4 妥当でない 判例は、「住民票に特定の住民の氏名等を記載する行為は、その者が当該市町村の選挙人名簿に登録されるか否かを決定付けるものであって、その者は選挙人名簿に登録されない限り原則として投票をすることができない……のであるから、これに法的効果が与えられているということができる。しかし、住民票に特定の住民と世帯主との続柄がどのように記載されるかは、その者が選挙人名簿に登録されるか否かには何らの影響も及ぼさないことが明らかであり、住民票に右続柄を記載する行為が何らかの法的効果を有すると解すべき根拠はない。したがって、住民票に世帯主との続柄を記載する行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないものというべきである。」として、① 住民票に特定の住民の氏名等を記載する行為は抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるのに対し、② 住民票に世帯主との続柄を記載する行為は抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないとしている（非嫡出子住民票続柄記載事件／最判平11.1.21）。

以上のように、訂正してお詫びします。制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部